

直結増圧式給水設備に関する誓約書

(あて先)

宇都宮市上下水道事業管理者

所 有 者	住 所
	氏 名
設 置 場 所	宇都宮市
建物の名称	
給 水 番 号	
管理責任者	住 所
	氏 名
	連絡先

直結増圧式給水設備（以下「増圧設備」という。）を使用するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理するとともに、誓約事項について遵守します。

記

1. 使用者への周知

増圧設備について、次のような特徴を理解し使用者に周知します。

- (1) 計画的な断水及び緊急的な断水の際に水の使用ができなくなること。
- (2) 停電、故障等により増圧ポンプが停止し、断水及び濁り水が生じる場合があること。
- (3) 計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えの際に、断水すること。
- (4) 定期的及び臨時的な水道メーター計量業務及び水道メーター開閉栓業務等を実施する必要性から、入館規制のある建物についてはその入館許可を宇都宮市上下水道局に与えてあること。

2. 増圧設備に関する事項

- (1) 点検委託業者を定め、別紙直結増圧式給水設備定期点検業者選任届を提出します。
- (2) 保守点検については、増圧設備、逆流防止装置及び吸排気弁の機能を適正に保つため、1年以内に、1回以上の定期点検を行うとともに、必要に応じて点検、または修繕を行います。
- (3) 上記各保守点検について保守点検表は保管し、局が提出を求めた場合は速やかに提出します。
- (4) 故障等により断水が生じた場合に、速やかに復旧できるよう点検委託業者との間に、緊急連絡網等を作成し速やかに対処します。
- (5) 増圧設備の設置に起因して、逆流または漏水等が発生し、上下水道局もしくは他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って対処します。

3. 給水装置の管理

所有者等は、給水装置を善良な管理義務をもって行い、第1止水栓から給水栓までの一連の給水装置については、漏水等の不具合が生じた場合には、所有者等の責任において速やかに適切な措置をとります。

4. 建物への立入り

建物への入館制限を設けた場合は、所有者等は上下水道局の立入りに際して、速やかに対応します。

5. 所有者等の変更

所有者等を変更するときは、変更後の所有者等にこの給水装置が条件付のものであることを熟知させたうえで、新たに増圧設備に関する誓約書を提出します。

6. 関係法令の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項は、水道法及び宇都宮市水道事業給水条例などの関係法令を遵守します。

7. 既設配管の使用

既設の給水装置を使用し増圧式給水にした場合は、これに起因する漏水等の事故については、所有者の責任において解決するとともに、速やかに改善します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、上下水道局には一切迷惑をかけません。

以上